

子ども・子育て支援新制度について

(1) 制度の背景

■子育て環境をめぐる課題

- ・急速な少子化の進行
- ・地域や家庭での子育て力の低下
- ・親の働く状況の違いによる幼児期の教育や保育の提供体制の違い など



平成24年8月「子ども・子育て支援法」等の関連3法（※）が成立し、3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が始まることになりました。

※子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備法に関する法律

(2) 制度の概要

■主なポイント

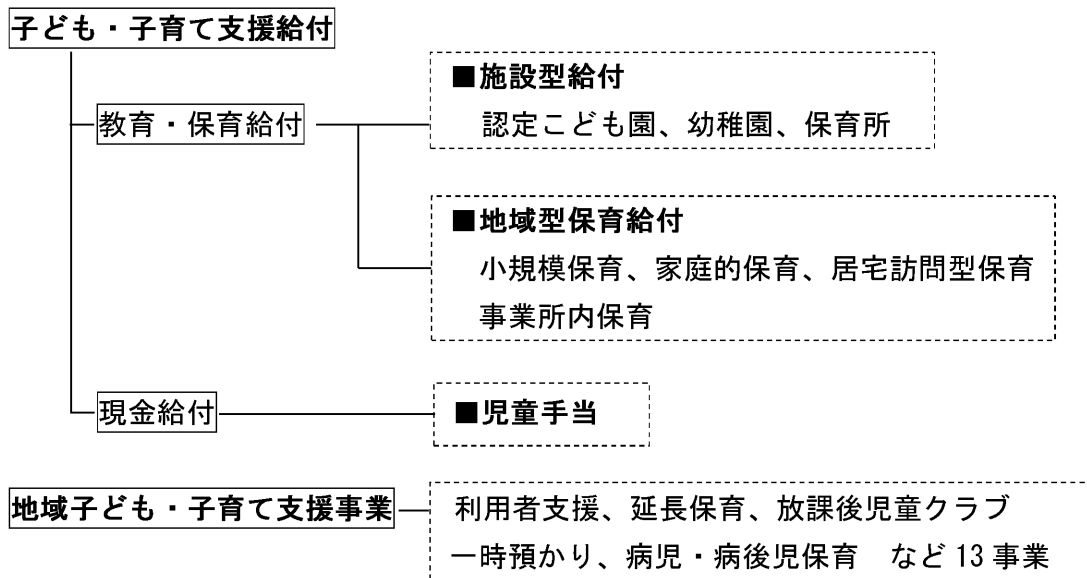
- ・質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
⇒幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」制度を改善し、普及を図る。
- ・保育の量的拡大・確保
⇒保育所認可制度の改善、小規模保育、家庭的保育等への給付
- ・地域の子ども・子育て支援の充実
⇒親子交流の拠点、学童保育、一時預かり等の子育て事業の促進
- ・子どものための教育・保育給付の創設
⇒施設型給付：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
⇒地域型保育給付：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※消費税率引上げによる財源7,000億円を措置し、社会全体で費用負担

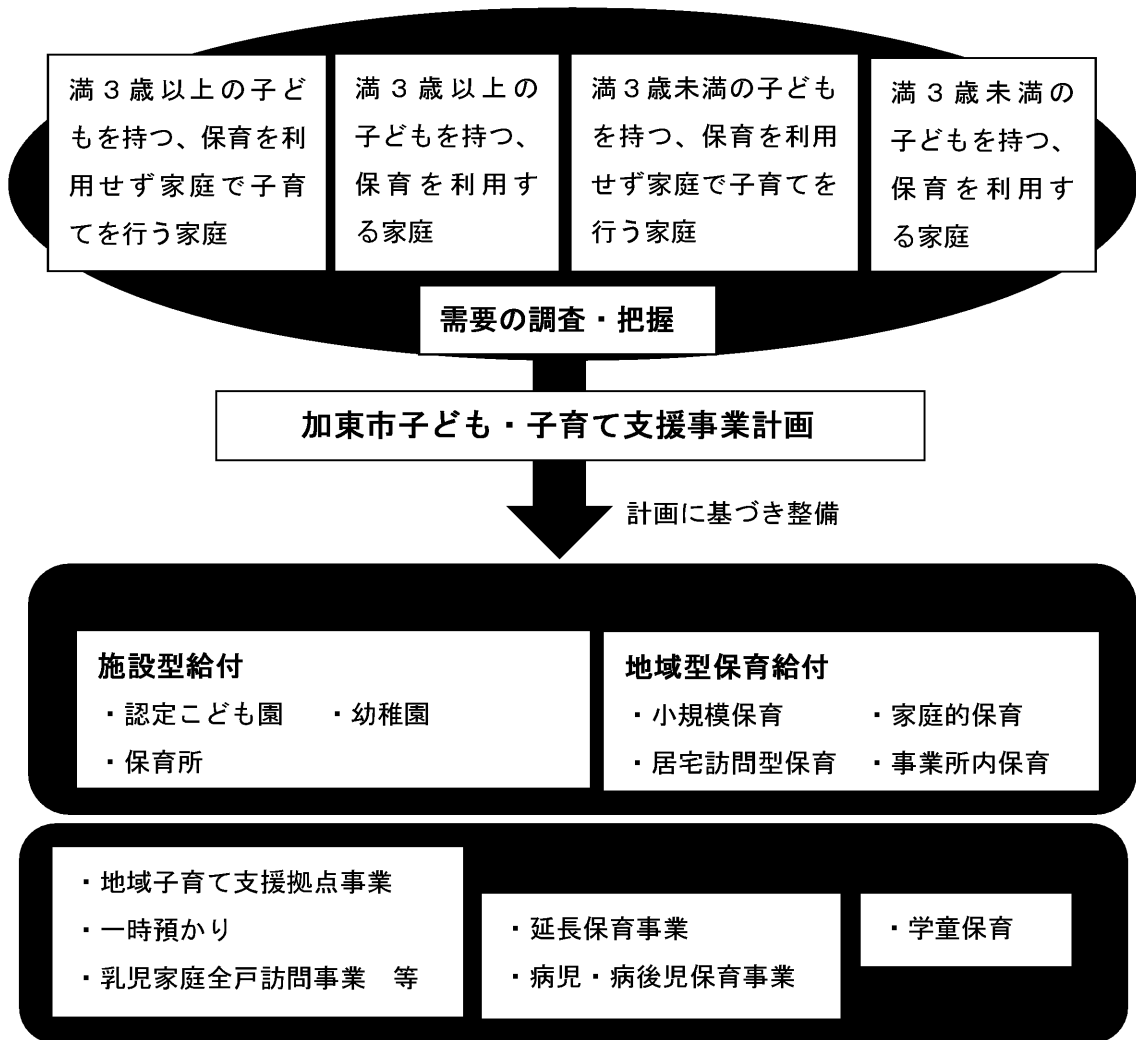
※平成27年度を目途に本格スタート

※国による子ども・子育て会議の設置、市町村にも地方版子ども・子育て会議を設置

(3) 給付と事業の体系



(4) 子ども・子育て支援事業計画



(5) 現在の教育・保育の提供体制

■ 保育所・幼稚園

	厚生労働省	文部科学省	内閣府（予定）
	児童福祉法に定める、 保育を必要とする0 ～5歳児に対して保 育を行う施設	学校教育法に定める、 3～5歳児に対して 学校教育を行う施設	幼稚園と保育所の機 能をあわせもつ施設
	0～5歳児	3～5歳児	3～5歳児 （幼稚園部） 0～5歳児 （保育園部）
	原則8時間	標準4時間	幼稚園部は4時間 保育園部は8時間

■ 認定こども園

幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を担う新たな仕組みとして、平成18年に「認定こども園」制度がスタートしました。

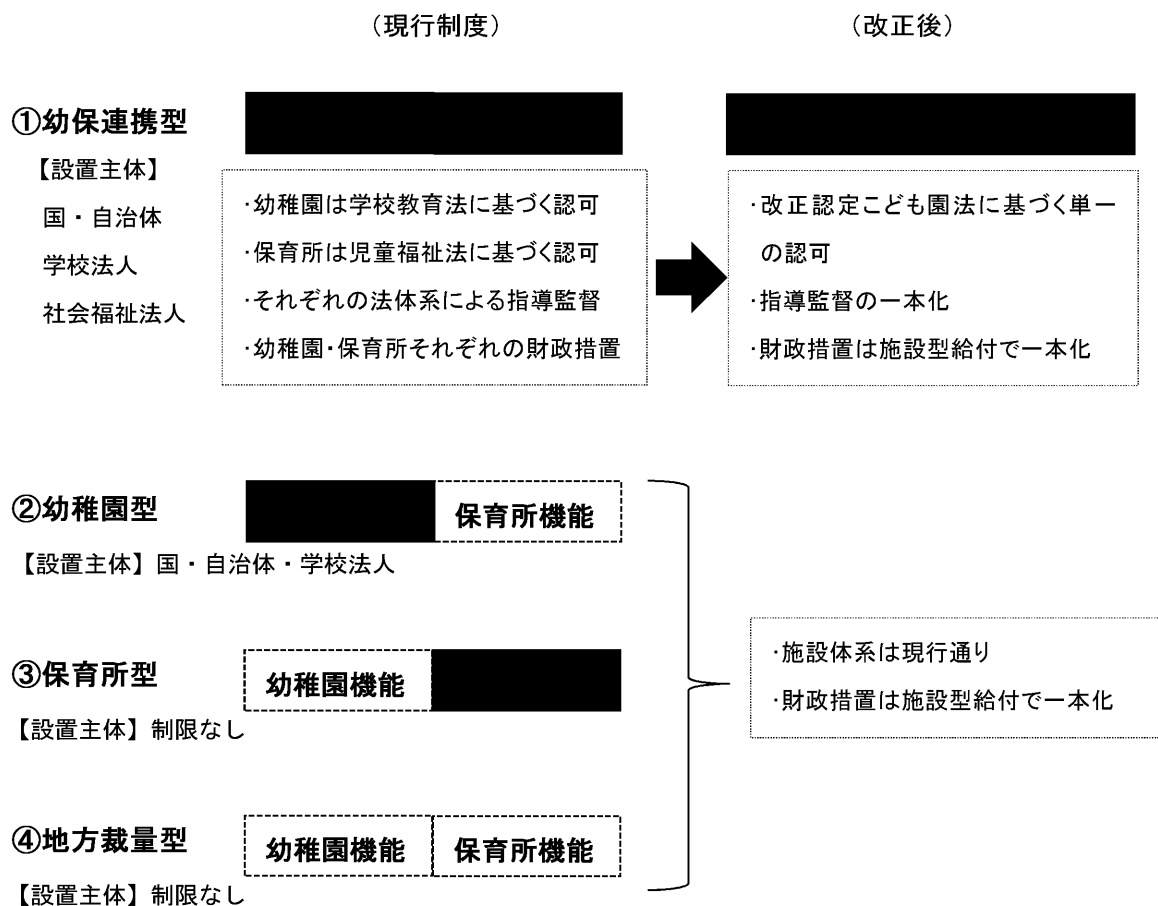
- ・ 保育に欠ける・欠けない（保護者の就労の有無等）にかかわらず利用できる
- ・ 地域における子育て支援を行う など

認定こども園の4類型

- ① 幼保連携型 
- ② 幼稚園型 
- ③ 保育所型 
- ④ 地方裁量型 

(6) 認定こども園制度の改善

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化



(7) 幼児期の教育・保育の提供体制

■施設型給付

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

■地域型保育給付

[Redacted text block]

(8) 子ども・子育て支援事業計画の策定

市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

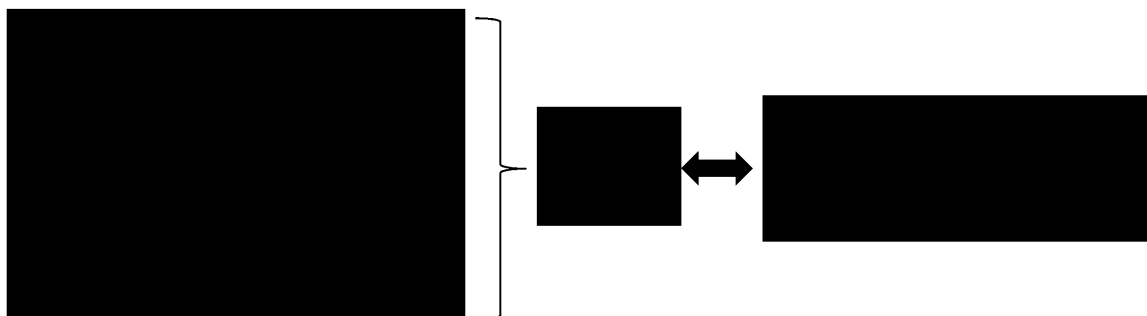
【必須記載事項】

- 区域の設定
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「需要量の見込み」「提供体制の確保の内容」「実施時期」
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供と、その推進に関する体制の確保の内容

■幼児期の学校教育・保育



■地域子ども・子育て支援事業



2年目(+50人)、3年目(+100人)に教育・保育施設を整備することにより供給不足を解消する計画を策定

(計画イメージ)

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①必要利用定員総数		400人	400人	400人	400人	400人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	200人	250人	350人	350人	350人
	地域型保育事業	50人	50人	50人	50人	50人
②-①		▲150人	▲100人	0人	0人	0人